

三菱電機ACサーボシステム セールスとサービス

No. 26-10

POPs条約使用禁止物質 中鎖塩素化パラフィン（MCCP）対応についてのお知らせ

平素は、三菱電機ACサーボシステムに対し格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、新たに残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）附属書A（廃絶）に追加された物質への対応についてお伝えいたします。

記

1. 対象機種（2026年3月調査時点）

サーボモータ HG-AK_B_

※上記製品を母体とした派生品も変更の対象となります。

2. 変更理由

2025年12月16日、国連事務総長から加盟国へ上記条約の附属書A（廃絶）へ3物質（中鎖塩素化パラフィン（MCCP）、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質、クロルピリホス）が追加となる通知が発令されました。条約締結国は、国連の通知から1年以内に各国の法令にて規制内容と規制開始時期を制定することが求められております。

各国の法令で当該物質の規制開始後、当該物質を含有した製品を流通・販売できなくなる可能性があります。そのため、当該規制に対応すべく、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）を含有する部品の使用を取り止めます。なお、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質は、2026年3月までの調査範囲では、含有する対象機種はございません。また、クロルピリホスは、殺虫剤用途のため、現在、生産中の製品において含有する対象機種はございません。

3. 変更内容

サーボモータを構成する部品のうち、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）を含む部品については、当該物質を含有しない部品に切り替えます。本変更に伴う製品の一般仕様、性能仕様、機能、および外形寸法は従来品から変更ございません。

4. 対応時期

2026年6月より順次対応を実施します。

なお、変更前後の製品が流通段階で混在する場合がございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

※各国の規制状況により、上記の対応時期は変更する場合がございます。

5. 注意事項

対象機種および対象機種を搭載した装置を国外に輸出される場合は、各国の当該条約の規制内容についてご確認いただき、ご対応いただくようお願いいたします。

発行 日付	2026年3月	件 名	POPs条約使用禁止物質 中鎖塩素化パラフィン（MCCP） 対応についてのお知らせ	三菱電機株式会社名古屋製作所 〒461-8670 名古屋市東区矢田南5-1-14 TEL (052) 721-2111大代表
----------	---------	--------	---	--